

生活環境部の「運営方針と目標」（平成 27 年度）

生活環境部長 清水 富美夫
生活環境部調整担当部長 田口 智英
生活環境部駅前コミュニティセンター担当部長 高階 豊彦

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

- ◇生活環境・住環境を守り、地域の特性を活かした快適なコミュニティの形成や、NPO等市民活動を支援するとともに、芸術文化の振興など、高環境のまちづくりを市民と協働で進めます。
- ◇商業・工業・農業等の特性にあわせた振興策を展開し、産業の活性化を図ります。
- ◇消費者・勤労者としての市民を支援し要望に応えられる施策の推進を図ります。

各課の役割

生活環境部は、コミュニティ文化課、環境政策課、ごみ対策課、生活経済課の4課で構成され、①市民活動の支援、協働の推進、芸術文化の振興、②環境保全・公害防止や地球温暖化対策などの施策の推進、③環境にやさしいごみ処理・リサイクルの推進、④産業の振興、消費者への支援及び雇用の確保等の推進をする部門からなり、各種事業を通じて、幅広い市民生活のニーズに対応する役割を担っています。

2 部の経営資源

① 職員数（平成 27 年 7 月 13 日現在）

職員数

生活環境部職員 46 人

職員比率（正規職員）生活環境部 46 人／市職員 981 人 職員比率 約 4.7%

② 予算規模

予算規模

平成27年度生活環境部予算額（6月補正後）

一般会計 4,112,647,000円

3 部の実施方針及び個別事業の目標等

実施方針

◇協働型まちづくりの推進とコミュニティ創生及び芸術文化の振興

コミュニティを基調とした防災・環境・子育て等をはじめとする、市民生活と密接に関わりのある市民活動を支援するため、その拠点となるコミュニティ・センター及び市民協働センターの運営を通して、市民との協働を一層推進します。また、これまでのコミュニティの醸成を基礎として、地域の多様な課題を新たな共助や協働によって解決するあり方をめざすコミュニティ創生の取り組みを推進していきます。

芸術文化の振興については、「文化の薫り高い三鷹」のまちづくりをめざして、太宰治や山本有三をはじめとする三鷹ゆかりの文化人を顕彰するとともに、まち全体の活性化へとつながる協働型の芸術文化のまちづくりを推進します。

◇持続可能な都市を実現するための環境施策の推進

環境問題は公害問題から地球温暖化などの地球環境問題まで複雑で多様化しています。平成 23 年度に策定した環境基本計画 2022 を改定し施策を推進していきます。持続可能な社会の形成に向け、省エネルギー対策や新エネルギー（再生可能エネルギー）の利用拡大に取り組みます。また、リニューアルした「新エコタウン開発奨励制度」を推進することにより、環境配慮型住宅の建設や良好な景観づくりに取り組む開発事業を誘導し、地球温暖化防止対策とエネルギーの有効利用を進める地域を創造する等、環境負荷の少ないサステナブル都市の実現をめざします。

市庁舎や公共施設で実施している環境マネジメントシステムの取り組みを進めるとともに、公害発生の原因となる各種発生源対策の強化や監視測定、指導体制等を一層整備していきます。

また、公共施設等での空間放射線量の測定を継続します。

◇ごみ減量・資源化と環境にやさしいごみ処理・リサイクルの推進

市民・事業者及びごみ減量等推進委員と協働して、ごみ質の変化等に対応した適切なごみの減量・資源化を推進します。また、リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（資源の再使用）、リサイクル（再生利用）の推進、ごみの適正処理の確保など、資源循環型社会の形成に向けて、高環境のまちづくりを推進します。

また、環境センターの跡地の利活用について、循環型社会の推進に向けた施設等整備を含めた跡地利用の調査・研究を行っていきます。

いわゆる「ごみ屋敷」を解消し、地域の生活環境を保全するための方策の検討を行います。

ごみ処理総合計画 2022（仮称）を策定し、ごみ処理施策を推進します。

◇産業振興と生活者支援の推進

産業振興計画 2022 に基づき、産業と生活が共生する都市の創造に向けて、市民・事業者・関係団体と協働で、SOHOやものづくり産業を含めた価値創造都市型産業の振興を図ります。また、産業観光の取り組みなど観光と産業の連携や買物支援の取り組みの充実を進め、賑わいの創造を推進するとともに、都市農業の環境変化に対応し、農業者、市民、市が協働で「農のあるまちづくり」の推進を図ります。平成 23 年度に策定した産業振興計画 2022 及び平成 26 年度に一部改定した農業振興計画 2022 を改定し施策を推進していきます。なお、今後予定される大規模な土地利

用転換については、関係部署と連携して効果的な施策を検討します。

また、昨今の景況は上向きつつあるといわれているものの、足元の景気動向はまだ不安定であること等を考慮し、セーフティーネット保証制度等の認定事務を適正に実施するとともに、雇用確保や就労支援にも努めます。さらに、消費者行政の充実に向けた取り組みを関係団体等と連携・協力しながら積極的に推進するとともに、ライフステージにあわせた消費者啓発及び消費者教育の充実を図るため、引き続き、消費者被害防止キャンペーンの実施に加え、市内公立小学校全 15 校の 5 年生を対象とした出前授業や地域包括支援センター等への出前講座を実施します。

個別事業とその目標（個別事業の掲載は、重点課題順となっています。）

1 コミュニティ創生の推進（コミュニティ文化課）

平成 23 年度の「コミュニティ創生研究会」の研究報告及び平成 24 年度から平成 26 年度までの検討プロジェクト・チームによる報告を踏まえ、住民同士の支え合いによる新たな「共助」と協働により、地域の多様な課題を地域で解決していく「コミュニティ創生」の取り組みについて、プロジェクト・チームを再編して検討していきます。

また、コミュニティ創生における関係セクション間の実践的連携と多層・多元的なネットワークの形成を進め、地域の絆づくりや地域交流の活性化の実現に必要な具体的方策について研究します。

「がんばる地域応援プロジェクト」を活用して、町会などの地縁型組織と NPO などのテーマ型組織との連携による新たな協働関係の創出や、町会・自治会の未組織地域における住民自治団体の組織化を支援するなど新たなコミュニティの創生へとつながる取り組みを進めます。

さらに、住民協議会が実施する多世代交流の取り組みを支援するとともに各住民協議会で取り組まれる「住民協議会の在り方検討委員会」とも引き続き連携しながら、協働によるコミュニティ創生に取り組みます。

（目標指標：「コミュニティ創生検討プロジェクト・チーム」を再編し、テーマを設定して検討を進め、年度末に報告書を作成します。）

2 ごみ発生・排出抑制の推進（ごみ対策課）

三鷹市ごみ処理総合計画に基づき、ごみの発生抑制・排出抑制、リサイクルの推進、ごみの減量資源化を進めてきました。市民・行政・事業者がそれぞれの努力により、引き続きごみの発生抑制に努めます。

また、現在のごみ処理総合計画 2015（改定）の計画期間が平成 27 年度に終了するため、ごみ処理総合計画 2022（仮称）を策定します。計画策定にあたっては市民検討会議を設置し、検討を行います。

（目標指標：ごみ処理総合計画 2022（仮称）の策定を行い、ごみ減量施策を推進します。）

3 都市農業の推進及び農地保全の取り組み（生活経済課）

「農のあるまちづくり」を推進するため、都市農業の振興に取り組むとともに、新鮮な農産物の供給をはじめ、緑と空間の創出、災害時の避難場所など、多面的な機能を有する都市農地の保全に向けて、農地に防災兼用井戸を設置するほか、関係機関と連携して、国家戦略特区導入の検討に取り組みます。

（目標指標：優良農地育成事業補助 12 件を実施し、農地に防災兼用井戸を 4 基設

置するほか、国家戦略特区導入に向けた検討を行います。)

4 サステナブル都市三鷹の実現に向けた研究の推進（環境政策課）

平成 23 年度に三鷹まちづくり総合研究所に設置した「サステナブル都市三鷹研究会」の報告を受け、平成 24～26 年度で「サステナブル都市三鷹」の実現に向けた研究とサステナブル政策事業の検討を行ってきました。

平成 27 年度は、地域経済循環システム構築事業と市民協働型グローバル観光化推進事業の 2 つの継続検討事業の実現に向け、さらなる検討を進めるとともに、新たなサステナブル政策事業の研究を進めます。

（目標指標：サステナブル政策事業の検討を進め、年度末までに報告書をまとめます。）

5 新エコタウン開発奨励事業の推進によるエコ住宅の建設誘導（環境政策課）

「エコタウン開発奨励制度」のリニューアルを行い、平成 27 年度から「新エコタウン開発奨励制度」を推進していきます。

新エコタウン開発奨励制度では、創・蓄・省エネルギー機器の導入、低炭素建築物認定や認定長期優良住宅といった環境配慮型住宅の建設及び地区計画への協力や景観協定の指定を認定ランクの要件とし、奨励金の交付対象者を住宅の購入者へ変更することで、地球温暖化防止対策やエネルギーの有効利用を進め、良好な景観等のまちづくりを誘導し、サステナブル都市の実現をめざします。

（目標指標：新制度の P R を実施し、エコ住宅の建設を誘導します。）

6 ものづくり産業等の集積・強化及び都市型産業誘致の推進（生活経済課）

東京都の「ものづくり産業集積強化支援事業」の補助金を活用し、ものづくり産業に対する支援として、市内事業者の移転に係る費用の補助、周辺環境と調和を図るための工事に係る補助、産業プラザ地下 1 階の精密測定機械室の機器更新などを行います。日本無線三鷹製作所の跡地における市内事業者の操業支援に向けて関係部署と連携して取り組みを進めます。

「三鷹市都市型産業誘致条例」の P R ・周知活動により、市内への優良企業の誘致を推進します。また金融機関や不動産事業者などとのネットワークを強化し、市内の土地情報や空き事務所情報等の共有を進めます。

S O H O 事業者に対する支援としては、ミタカフェの運営など引き続き一体的に支援をしていきます。

（目標指標：東京都の補助事業を活用して市内事業者の操業継続に向けた支援を推進します。また、都市型産業誘致条例の P R を強化し市内への優良企業の誘致を推進します。）

7 市内共通商品券事業の実施（生活経済課）

平成 26 年度の国の補正予算「地域住民生活等緊急支援のための交付金（地域消費喚起・生活支援型）」を活用して、三鷹市内の消費喚起を図ることを目的に、プレミアム付き市内共通商品券事業を実施し、地域経済の活性化と、消費の促進を図ります。発行総額は 9 億 9 千万円（プレミアム分 9 千万円）。

（目標指標：市内共通商品券の完売により市内経済の活性化と消費促進をめざします。）

8 買物環境の整備（生活経済課）

引き続き買物支援モデル事業を実施します。実施にあたっては市や関係団体で組織した買物支援事業本部の支援の下、公募等によって選定された協議会（商店会単位）が各地域の特性にあわせて検討した事業を行います。また、商店主が地域の住民に自らの技術や知識などを講義し、地元の消費者との密接した関係を築く事業などを検討します。

（目標指標：買物環境の整備を通じて、地域商店会の活性化と消費者の利便性の向上を図ります。）

9 芸術文化振興財団の発展的改組に向けた取り組み及び 20 周年記念事業の実施（コミュニティ文化課）

平成 29 年度に開設予定の「新川防災公園・多機能複合施設（仮称）」の管理運営について、「管理運営計画」に基づき、市、市民、関係団体等が指定管理者と協働して事業の企画・運営を行い、これまで既存施設で行われてきた事業を継承しながら、さらに魅力的な事業展開を図れるよう、「三鷹市芸術文化振興財団」を当該施設の指定管理者とするため、新たな財団へ発展的に改組するための取り組みを進めていきます。

平成 7 年 3 月 31 日設立以来、三鷹市芸術文化センターを核として芸術文化の振興と「文化の薫り高い三鷹」をめざしてさまざまな事業を展開してきました。平成 27 年度は、三鷹市芸術文化振興財団設立 20 周年を迎えるため、記念式典を実施します。

（目標指標：芸術文化振興財団の発展的改組に向けて取り組むとともに、三鷹市芸術文化振興財団設立 20 周年記念式典を実施します。）

10 衛生的な家屋管理等に向けた居住者への支援策等の検討（ごみ対策課）

家屋や敷地内にごみ等をため込み、悪臭や害虫を発生させるなど、近隣住民の生活環境に大きな影響を及ぼすため社会問題となっている、いわゆる「ごみ屋敷」については、多様な検討が必要です。福祉・保健・医療も包含した総合力のある体制が必要であることから引き続きプロジェクト・チームで「ごみ屋敷」を解消するための居住者への支援策等の検討を行います。

（目標指標：「ごみ屋敷」解消のための具体的支援策の検討を行います。）

11 井口コミュニティ・センター耐震補強の実施（コミュニティ文化課）

全国に先駆けてコミュニティ再生の拠点として整備されてきたコミュニティ・センターは、コミュニティ活動の拠点であると同時に、災害時の避難所や地域の防災活動の重要な拠点ともなっています。このうち、新耐震基準以前に建設された井口コミュニティ・センター（昭和 54 年築）について、平成 27 年度に既設建物の耐震性の検証も含めた耐震補強設計を行い、災害に強いまちづくりを推進します。

（目標指標：平成 28 年度からの耐震補強工事に向けて、耐震補強設計を実施します。）